

答 申 第 97 号
令和元年 11 月 22 日

兵庫県公安委員会
委員長 豊 川 輝 久 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求に対する決定について
(答申)

令和元年 6 月 17 日付け兵公委発第 74 号で諮問のあった下記の保有個人情報
に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

平成 22 年に発生した審査請求人の交通事故に関する運転免許停止処分書及
び当該処分の猶予に係る書類

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不開示とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 保有個人情報の開示請求

平成 31 年 1 月 22 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対して、次に掲げる保有個人情報の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

- (1) 開示請求者が平成 22 年に起こした交通事故で 8 点が付されたことが分かる書類
- (2) 上記の事故について運転免許停止処分が猶予されたことが分かる書類

2 実施機関の決定

平成 31 年 1 月 30 日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報は、保存期間が満了したため保有していないとの理由で不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成 31 年 3 月 6 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、審査請求については、添付書類の不備等があったことから、平成 31 年 3 月 11 日及び同月 18 日、兵庫県公安委員会は審査請求人に対して補正を命じ、同月 20 日、補正された審査請求書、添付書類として交付日等が記載されていない運転免許停止処分書等が審査請求人から提出された。

4 審査請求の対象

本件審査請求の対象は、平成 22 年に発生した審査請求人の交通事故に関する次の公文書である。

- (1) 運転免許停止処分書（以下「文書 1」という。）

(2) 処分猶予に係る書類（以下「文書2」という。）

5 諮問

令和元年6月17日、兵庫県公安委員会は、条例第42条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、実施機関が作成した弁明書への反論書、意見書及び口頭意見陳述において述べている、本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 開示しないこととする理由には法的根拠がない。実施機関には本件に係る行政相談受理簿がない上、公文書の管理が杜撰であるにもかかわらず、「不存在であることから、不開示とする決定」を主張するのは、何ら法的根拠がなく、失当である。
- (2) 審査請求人が審査請求書に添付して提出した本件交通事故に係る運転免許停止処分書について、この書類には日付が記載されていないので、保存期間の規定に該当しない。また、日付が記載されていない書類があることは、杜撰であり、職員を処分すべきである。
- (3) 本件交通事故関係書類のすべてが事故を担当した警察官によって虚偽記載されているのは明白であり、組織的に改ざん・もみ消しが行われた事実関係を正すためである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 保有個人情報の有無について

文書1は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の4において、「免許の取消し又は効力の停止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、」「処分書を交付することにより行うものとする。」と規定されており、処分対象者へ処分を執行する際に作成される公文書で

ある。ただし、処分を猶予される者には交付されず、交付日等が記載されない状態で処分猶予に係る書類とともに一定期間保存される。

文書2は、運転免許事務取扱規程（平成元年兵庫県警察本部訓令第26号）第32条第2項において「当該処分を猶予される者に対し、当該処分の基準に該当する旨、当該処分を猶予した理由等の説明をした上、交通部長が定める様式の誓約書を提出させるものとする。」と規定されており、運転免許の停止処分を猶予される者から誓約書を徴する際に作成される公文書である。

文書1及び文書2の保存期間については、行政処分事務取扱細則（平成26年1月1日兵警運訓甲第5号）第12条第3号で「処分猶予した事案に係る関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。」と規定されている。

審査請求人が開示を求めている文書1及び文書2は、平成22年に発生した審査請求人の交通事故に関する運転免許停止処分の猶予事案に関するものと解することができるが、処分猶予の決定から5年間の経過すると、関係書類の保存期間の満了により廃棄されるため、これらに記載された個人情報には存在しない。

なお、審査請求人の運転免許の停止処分が猶予された年月日（以下「運転免許停止処分猶予年月日」という。）は不明であり、平成22年に発生した交通事故であれば、猶予事案に関する書類は、平成27年頃に廃棄されたものと考えられる。

2 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、「開示しないこととする理由には法的根拠がない、組織的に改ざん・もみ消しが行われた」等と主張しているが、文書1及び文書2は、実施機関の内部規程により保存期間が明確に定められており、保存期間の満了により廃棄されていることから、実施機関は適正に文書を管理している。

また、審査請求人は、「日付が記載されていない書類があることは、杜撰であり、職員を処分すべきである。」とも主張しているが、審査請求人が審査請求書に添付して提出した交付日等が記載されていない運転免許停止処分書は、処分を猶予する際には告知する等して発効させることはないものの、実施機関においては、猶予を決定する際にはこれを作成して決裁に付している上、決裁後は処分を猶予した事案に係る関係書類と同様の期間、保存する取扱いをしていることから、交付日等が記載されていない書類は

存在し、保存期間満了後には廃棄される。

交付日等が記載されていない運転免許停止処分書について、審査請求人が手元に保管しているのは、当該運転免許停止処分書が保存されている期間中に、実施機関に対して条例に基づく開示請求により、得たことによるものと推測される。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 保有個人情報の不存在について

実施機関の説明によると、運転免許停止処分を猶予した事案に係る関係書類は、保存期間が行政処分事務取扱細則により5年間とされており、運転免許停止処分猶予年月日は不明であるが、処分猶予の決定から5年が経過していることから、文書1及び文書2は既に廃棄され、これらに記録された保有個人情報は存在しない。

また、審査請求人が審査請求書に添付して提出した交付日等が記載されていない運転免許停止処分書について、実施機関においては、猶予を決定する際にはこれを作成して決裁に付している上、決裁後は処分を猶予した事案に係る関係書類と同様の期間、保存する取扱いをしていることから、交付日等が記載されていない書類は存在し、保存期間満了後には廃棄している。

このような状況から、運転免許停止処分猶予年月日は不明であるとしても、保存期間が満了したため、文書1及び文書2の廃棄により、これらに記録された個人情報を保有していないという実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

よって、実施機関が保有個人情報の不存在を理由として行った本件処分に不合理な点はなく、妥当なものである。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和元年 6 月 17 日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書、5 月 28 日付け審査請求人反論書を受領
令和元年 7 月 22 日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和元年 7 月 30 日 第 1 部会 (第 59 回)	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和元年 9 月 12 日 第 1 部会 (第 60 回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
令和元年 11 月 20 日 第 1 部会 (第 62 回)	・ 審議
令和元年 11 月 22 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之
委 員 後 藤 玲 子
委 員 佐 倉 里 司
委 員 申 吉 浩
委 員 園 田 寿